

令和 5 年

上尾市教育委員会 2 月定例会 議案

議 案 名

- 議案第 5 号 上尾市立小・中学校管理規則及び上尾市教育委員会事務局組織規則の一部を改正する規則の制定について----- 1
- 議案第 6 号 上尾市立人権教育集会所運営委員会規則の一部を改正する規則の制定について----- 3
- 議案第 7 号 上尾市立学校教育職員の業務量の適切な管理等に関する規則の一部を改正する規則の制定について----- 4
- 議案第 8 号 上尾市教育委員会事務局及び教育機関の職員の勤務時間、休憩時間等に関する規程の一部を改正する訓令の制定について----- 5
- 議案第 9 号 令和 5 年度当初教職員人事異動に係る内申について----- 7

【 白紙 】

議案第 5 号

上尾市立小・中学校管理規則及び上尾市教育委員会事務局組織規則の一部を改正する規則の制定について

上尾市立小・中学校管理規則及び上尾市教育委員会事務局組織規則の一部を改正する規則を次のように定める。

令和 5 年 2 月 2 1 日提出

上尾市教育委員会教育長 西 倉 剛

上尾市立小・中学校管理規則及び上尾市教育委員会事務局組織規則の一部を改正する規則

(上尾市立小・中学校管理規則の一部改正)

第 1 条 上尾市立小・中学校管理規則（昭和 3 2 年上尾市教育委員会規則第 5 号）の一部を次のように改正する。

第 1 4 条の 5 の 4 第 1 項中「日本語指導職員」の次に「、アッピー部活動コーチ」を加え、同条中第 1 1 項を第 1 2 項とし、第 5 項から第 1 0 項までを 1 項ずつ繰り下げ、第 4 項の次に次の 1 項を加える。

5 アッピー部活動コーチは、上司の命を受け、部活動に係る技術的な指導に従事する。

(上尾市教育委員会事務局組織規則の一部改正)

第 2 条 上尾市教育委員会事務局組織規則（平成 5 年上尾市教育委員会規則第 3 号）の一部を次のように改正する。

第 2 条第 2 項学校教育部の部学務課の項第 3 号中「児童・生徒就学援助費」を「就学援助費」に改める。

第 4 条の 2 第 1 項中「特別支援業務員」の次に「、学校 I C T 専門員」を加え、同条中第 9 項を第 1 0 項とし、第 8 項を第 9 項とし、第 7 項を第 8 項とし、同条第 6 項中「上尾市立小・中学校の」を削り、同項を同条第 7 項とし、同条中第 5 項を第 6 項とし、第 4 項を第 5 項とし、第 3 項を第 4 項とし、第 2 項の次に次の 1 項を加える。

3 第 1 項の学校 I C T 専門員は、上司の命を受け、学校における情報通信機器の管理及び学校に対する情報通信機器の活用の支援に関する業務のうち、課長の指定するものに従事する。

附 則

この規則は、令和5年4月1日から施行する。

提案理由

教育委員会事務局及び市立小・中学校に一会計年度を超えない範囲内で置く非常勤の職及び職務について規定の整備を行いたいので、この案を提出する。

議案第 6 号

上尾市立人権教育集会所運営委員会規則の一部を改正する規則の制定
について

上尾市立人権教育集会所運営委員会規則の一部を改正する規則を次のように定める。

令和 5 年 2 月 2 1 日提出

上尾市教育委員会教育長 西 倉 剛

上尾市立人権教育集会所運営委員会規則の一部を改正する規則

上尾市立人権教育集会所運営委員会規則（昭和 5 0 年上尾市教育委員会規則第 5 号）の一部を次のように改正する。

第 5 条第 1 項中「委員長 1 人、副委員長 2 人」を「、委員長及び副委員長」に改める。

附 則

（施行期日）

1 この規則は、令和 5 年 4 月 1 日から施行する。

（経過措置）

2 この規則の施行前にこの規則による改正前の上尾市立人権教育集会所運営委員会規則第 5 条第 1 項の規定により上尾市立人権教育集会所運営委員会の副委員長に選任された委員については、なお従前の例による。

提案理由

上尾市立人権教育集会所運営委員会における委員長及び副委員長についての規定の整備を行いたいので、この案を提出する。

議案第 7 号

上尾市立学校教育職員の業務量の適切な管理等に関する規則の一部を
改正する規則の制定について

上尾市立学校教育職員の業務量の適切な管理等に関する規則の一部を改正
する規則を次のように定める。

令和 5 年 2 月 2 1 日提出

上尾市教育委員会教育長 西 倉 剛

上尾市立学校教育職員の業務量の適切な管理等に関する規則の一部を
改正する規則

上尾市立学校教育職員の業務量の適切な管理等に関する規則（令和 2 年上
尾市教育委員会規則第 1 3 号）の一部を次のように改正する。

第 2 条中「第 2 8 条の 5 第 1 項」を「第 2 2 条の 4 第 1 項」に改める。

附 則

この規則は、令和 5 年 4 月 1 日から施行する。

提案理由

地方公務員法（昭和 2 5 年法律第 2 6 1 号）の一部改正に伴い、関係規
則の整備を行いたいので、この案を提出する。

議案第 8 号

上尾市教育委員会事務局及び教育機関の職員の勤務時間、休憩時間等に関する規程の一部を改正する訓令の制定について

上尾市教育委員会事務局及び教育機関の職員の勤務時間、休憩時間等に関する規程の一部を改正する訓令を次のように定める。

令和 5 年 2 月 2 1 日 提出

上尾市教育委員会教育長 西 倉 剛

上尾市教育委員会事務局及び教育機関の職員の勤務時間、休憩時間等に関する規程の一部を改正する訓令

上尾市教育委員会事務局及び教育機関の職員の勤務時間、休憩時間等に関する規程（平成 2 1 年上尾市教育委員会訓令第 1 号）の一部を次のように改正する。

第 1 条中「県費負担教職員」の次に「及び次項の会計年度任用職員」を加え、同条に次の 1 項を加える。

2 地方公務員法（昭和 2 5 年法律第 2 6 1 号）第 2 2 条の 2 第 1 項に規定する会計年度任用職員の勤務時間及び休憩時間については、別に定める。

第 2 条第 3 項中「（昭和 2 5 年法律第 2 6 1 号）第 2 8 条の 4 第 1 項、第 2 8 条の 5 第 1 項又は第 2 8 条の 6 第 1 項若しくは第 2 項」を「第 2 2 条の 4 第 1 項」に、「同法第 2 8 条の 5 第 1 項」を「同項」に、「再任用短時間勤務職員」を「定年前再任用短時間勤務職員」に改める。

附則第 2 項及び別表中「再任用短時間勤務職員」を「定年前再任用短時間勤務職員」に改める。

附 則

（施行期日）

1 この訓令は、令和 5 年 4 月 1 日から施行する。

（経過措置）

2 上尾市職員の定年等に関する条例等の一部を改正する等の条例（令和 4 年上尾市条例第 3 0 号）附則第 3 条第 4 項に規定する暫定再任用職員で短時間勤務の職を占めるものは、この訓令による改正後の上尾市教育委員会事務局及び教育機関の職員の勤務時間、休憩時間等に関する規程第 2 条第 3 項に規定する定年前再任用短時間勤務職員とみなして、同規程の規定を

適用する。

提案理由

地方公務員法（昭和25年法律第261号）の一部改正に伴い、関係訓令の整備を行いたいので、この案を提出する。

議案第9号

令和5年度当初教職員人事異動に係る内申について

令和5年度当初教職員人事異動について、下記のとおり、埼玉県教育委員会に内申する。

令和5年2月21日提出

上尾市教育委員会教育長 西 倉 剛

記

- 1 人事異動の実施日 令和5年4月1日
- 2 内申の内容 別冊「令和5年度当初学校管理職員人事異動（案）」のとおり

提案理由

市立学校の校長及び教頭に係る令和5年度当初人事異動について、地方教育行政の組織及び運営に関する法律（昭和31年法律第162号）第38条の規定に基づき、埼玉県教育委員会に内申したいので、この案を提出する。